

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

津野町

2 構造改革特別区域の名称

「高知県津野町」どぶろく・果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

高知県高岡郡津野町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

津野町は、北緯 33 度 27 分、東経 133 度 12 分、高知県の中西部に位置する面積 197.98 平方キロの山間の町である。

東部地域は清流「新荘川」が流れ、比較的温暖な地域で圏域の中心都市である須崎市に隣接している。また、西部地域は東部を不入山を源とする清流「四万十川」が、中央部を北川が流れ、いずれの地域も河沿いに集落が点在している。

四国山地に抱かれた津野町は、地形が急峻で町域の約 90%が山林で占められ、農地や宅地の面積比率は極めて少なく、その多くが標高 80m から 500m の間に形成している。

(2) 気 候

津野町は、比較的穏やかな温暖多雨な地域であり、年平均気温並びに降水量は、東部地域は 15℃・降水量 3,173 mm で西部地域は 13℃・降水量 3,414 mm となっている。

冬季には、東部の平地部においても数 cm の積雪が見られ、西部においては 10 cm ～ 30 cm 程度の積雪が見られる。

(3) 人 口

昭和 35 年に 13,249 人を数えた人口は、昭和 55 年には 8,712 人に、平成 7 年には 7,554 人に、平成 12 年には 7,258 人、平成 17 年には 6,862 人、平成 22 年には 6,410 人と減少を続けている。

(4) 産 業

津野町は、農林業を基幹とする第 1 次産業や、公共投資に伴う土木建設工事等の第 2 次産業を中心として発展してきたが、近年は長引く林業不況や農産物の価格低迷に伴う後継者の減少、また経済不況に伴う公共事業の減少などを起因とした商工業の衰退等により、若者層の町外流出が続いている。

また企業誘致に関しても、今日の経済不況により設備投資や地方への進出等に慎重

な企業が多く、新たな企業誘致は困難な状況にあり、津野町の雇用状況は極めて厳しい状態となっている。

この様な状況下、津野町の東地域においては隣接する須崎市や高速道路を活用して高知市への通勤する者も増加している。

なお、津野町の第1次産業就労者数は平成12年には570人で、就業人数における構成率は16.9%であったが、平成22年には763人と増加している。また第2次産業は、平成12年には1,308人であったが、平成22年には1,012人となり、就業者の高齢化や公共事業の削減等に伴い減少傾向にある。この影響は1次産業就労者の増加に大きな影響を及ぼしている。

第3次産業に関しては、平成12年は1,501人、平成22年には1,518人となっており、人口の減少率から想定すると就業構成率は大きく増加している。

5 構造改革特別区域計画の意義

津野町の農業は、米価の下落や生産調整などによる厳しい経営環境や、それを起因とした就農者の減少や高齢化に伴い、慢性的な担い手不足に直面しており、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。

このことは、地域の活力低下のみならず、国土の自然環境の保全や水源の涵養などの機能の低下を招く原因ともなっている。

この様な状況から、新たに津野町の活性化を図る為には、特色のある地域づくりを進めることは必要不可欠であり、従来型の生産・供給中心の産業振興から、第1次産業で生産された農産物を加工して高付加価値製品化を図り、ツーリズム等の観光産業などと連携し、販売を促進する第6次産業化に取り組むことが必要である。

この様な状況下、津野町では平成24年度春の操業を目標として、特産の「お茶」を原材料としたスイーツ商品や、野菜の加工施設整備、またそれらを販売するアンテナショップ（高知市）の出店準備等に取り組んでおり、新たな産業として期待をされている。

また、津野町は昼夜の温度差などによる良質の「旨い米」が生産される地域であり、その多くが山間特有の「棚田」で生産されている。

今後、これらの米を「津野の棚田米」として販売したいと考えている。ついでには、これらの米の付加価値や地域イメージを高める上において、「棚田米」と清流四万十川の「源流水」で出来た濁酒は必要不可欠である。

また、濁酒の製造と併せて、地域の特産物を原料とした果実酒・リキュールの製造を行うことにより、津野町における新たな特産品の製造や雇用の確保を図り、地域の活性化に取り組む。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」及び「特産酒類の製造事業」では、津野町の農家が生産した棚田米による自家製濁酒及び地域の特産物を原料とした果実酒・リキュールを生産することで、地域農産物の利用拡大並びに津野町のイメージの向上を目指す。

イメージの向上により、津野町産の農産物や加工食品等の販売促進や販路の拡大等が期待できる。

また、津野町の豊かな自然や歴史、伝統文化などと併せて新たな「郷土食」として濁酒等を加えることにより、津野町の魅力を高め更なる交流人口の増加や農業の振興並びに地域経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

津野町では農業物の産直販売施設を、町内に2店舗・高知市に2店舗を設置して農産物の販売に取り組んでいる。また、このたび来年4月操業を目標に農産物の加工施設やレストランを兼ねた産直加工食品販売施設を高知市に整備する予定である。

また、観光交流施設としては開発公社が経営する「高原ふれあいの家 天狗荘」・「道の駅 布施ヶ坂」・「風車の駅」などを展開している。

しかしながら、産直施設での販売は野菜を中心とした1次産品が主体であり、加工品は極めて少ない状況である。しかしながら営農指導や経営改善等に取り組んだ結果、販売額においては一定の効果が表れている。

また、観光交流人口においても今日の社会的状況もあるが、施設の改善や案内板の充実、また観光ガイドの育成などに取り組んできた結果、一定の効果が表れ徐々にではあるが増加傾向にある。

このような状況下、津野町で生産された棚田米を活用した濁酒等の商品化は、津野町の魅力を高めると共に、相乗効果により農業経営や観光事業の安定化、並びにツーリズム定着による交流人口の増加等にとって極めて重要である。

具体的効果としては、交流人口の増加によって地域農産物の販売量の拡大や、また町内にある「高原ふれあいの家 天狗荘」や「せいらんの里」「森の巣箱」「農家民宿」等の各種宿泊施設が、イメージ向上効果による宿泊客の増加での経営の安定化が図られると共に、それに伴う農家所得の向上等により、農業経営の意識改革が期待される。

(1) 交流人口の増加

特色ある地域としての魅力が高まることで、交流人口の拡大が期待できる。

○入込客・観光客の推移及び計画

(単位：人)

年 度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 30 年度目標
入込客数	153, 773	182, 841	220, 000
宿泊者数	9, 002	9, 619	13, 000

(2) 新規起業の促進

農家等の濁酒・果実酒・リキュールの製造により、町内の宿泊施設等での新たな起業が期待できる。

○農園レストラン・農家民宿での濁酒・果実酒・リキュール製造計画 (単位：軒)

区 分	平成 24 年度目標	平成 30 年度目標
農園レストランでの濁酒・果実酒・リキュール製造件数	0	2
農家民宿での濁酒・果実酒・リキュール製造件数	1	3
合 計	1	5

(3) 農産物・特産品直販所の販売額の向上

濁酒・果実酒等の製造による交流人口の増加に伴い、農産物や特産品の販売額の増加による農家所得の向上が期待できる。

○主要な農産物・特産品産直施設の販売計画 (単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 30 年度
風車の駅 産直施設	73, 049	82, 754	150, 000
道の駅 産直施設	31, 613	41, 676	風車の駅に併合
その他	15, 123	11, 615	150, 000
計	119, 785	136, 045	300, 000

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業。その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項。

(1) 津野町地域資源「ふる」活用ビジネス事業

地域農産物の有効活用を図り、関係者の所得の向上と雇用の創出を目指す取り組みであり、直販所の販売額の向上を目指す「地産地消ビジネス」と津野山茶など町内産食材を使った加工品の開発・販売を行う「加工品開発販売ビジネス」、交流人口の拡大を目指す「観光交流ネットワークビジネス」の3つの取り組みを実施する。

ア) 地産地消ビジネス

農産物の生産体制の整備を行うと共に、これら農産品の販売促進を目的として、高知市に新たなアンテナショップを整備する。新店舗においては、既存店舗とは異なる商圈において町内産の農産物等を活用したスイーツ類や惣菜の販売や、レストランの機能を持たせ、津野町ブランドづくりに取り組む。

イ) 加工品開発販売ビジネス

地域農産物を活用した、スイーツ類や惣菜の製造・販売とカフェレストラン機能を持たせた加工施設を町内に整備し、農産物に付加価値を付けることにより生産者の所得の向上や新たな雇用の創出を行う。

また、製造されたスイーツ類や惣菜類は新アンテナショップでの販売を中心として、町内外の既存の直販施設（5ヶ所）で販売を行う。

ウ) 観光交流ネットワークビジネス

今日まで、観光案内版の設置や観光ガイドの育成、おもてなしマナーの向上、また森林セラピーロード整備等に取り組んできた。

今後、これらの取り組みを継続するとともに、四国カルスト台地の雄大な自然を生かした、森林セラピーロードへの誘客を第一に、観光ガイドの育成を行う。については、若手のガイド育成を含めて研修会等を実施する。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿等や農園レストラン）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めたものに限る）を原料として特定酒類を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知県高岡郡津野町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るために特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めたものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めたものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、地域の活性化につながる。

また、特定酒類製造への取り組みは、小規模ながら農家の副収入のひとつの手段となることに加え、特定酒類と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進にもつながるものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化につながるもの

という視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために製造内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（柚子、梅、文旦、ぶどう）を原料とした果実酒又は地域の特産物（柚子、梅、しそ、文旦、ぶどう、サツマイモ、栗、茶の葉）を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特別措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知県高岡郡津野町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒・リキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する地域の特産物である柚子、梅、文旦、ぶどうを原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、2キロリットルに引き下げられ、当町が指定する地域の特産物である柚子、梅、しそ、文旦、ぶどう、サツマイモ、栗、茶の葉を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことにより、農業経営の多角化を目指す農業者や農業法人が参入しやすくなり、農林産物の価値を高めた地域ブランドの創出等による農業の振興が図られると共に、商工業や観光との連携による販路開拓や販売促進により、本町における第6次産業の確立による地域の活性化を目指す。

また、各地域において資源を活用した果実酒・リキュール製造により、コミュニテ

イビジネスとしての企業化も見込まれる。

このように、産業間の連携により相乗効果を生み出しながら町全域の活性化を図るためには、当該特例措置の適用は必要と考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために製造内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。